

令和6年9月三種町議会定例会会議録

令和6年9月11日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村真
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	三浦保	企画政策課長	加藤登美子	
税務課長	石川透	町民生活課長	後藤一家	
福祉課長補佐	近藤洋	健康推進課長	小松仁	
農林課長	小玉賢一	商工観光交流課長	清水秀文	
建設課長	児玉憲一	上下水道課長	嶋田修一	
琴丘支所長	鎌田誠	山本支所長	内藤英子	
会計課長	皆川和華子	教育長	藤田良博	
教育次長	牧野誠一	農業委員会事務局長	見上貢	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	畠山夏海		

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議長 加藤彦次郎は、令和6年9月11日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、4番、平賀 真議員の発言を許します。4番、平賀議員。

4番（平賀 真）

それでは、私から、さきに通告しております件について、壇上からの質問を執り行いたいと思います。

空き家適正管理条例の周知と執行状況をお伺いいたしたいと思います。

近年、町内でも空き家が増加していると認識しております。空き家が適正に管理されているのか、現状をお伺いいたしたいと思います。

現在、町で把握している空き家は何件あるのか、そのうち特定空き家、管理不全空き家は何件あるのか、お伺いいたします。

また、所有者、管理者が不明な空き家が存在するののかも伺いいたします。

空き家の管理保全が不適切で、近隣住民から相談や苦情が寄せられた場合、町ではどのように対応しているのか、お伺いします。

空き家の敷地外に伸びた樹木の枝、竹等により通行車両、近隣に被害が生じた場合、町の指導、勧告はどのように行われているのか、お伺いします。

所有者が遠方に在住し、現状管理不可能と認められた場合、町内在住の親族等に管理委託できないものか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

4番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

それでは、4番、平賀 真議員のご質問にお答えいたします。

全国的に社会問題となっている空き家の問題は、本町においても人口減少、少子高齢化に伴い増加しており、地域住民の生活環境に影響を及ぼしております。空き家などの問題に関しては、今年3月に空家等対策計画を策定し、併せて空家等の適正管理に関する条例の改正を行い、運用を開始したと

ころでございます。

今後は、空家等対策計画を推進するため、課題となっている空き家及び所有者等の調査並びに空家等のデータベースの整備を行う予定ですが、現段階では調査を実施しておりませんので、昨年まで行った危険空き家の実態調査結果を基に、ご質問にお答えいたしますので、ご了承願います。

初めに、町で把握している空き家の件数につきましては、令和4年度末で488件となっております。そのうち現在町が認定している特定空き家、管理不全空き家はございませんが、令和5年度末までに危険度3以上と判定され、管理不全空き家と同等と判断される空き家は41件で、所有者、管理者が不明な空き家は3件ございます。

次に、近隣住民からの苦情や相談への対応につきましては、苦情や相談が寄せられた場合、現地を調査し、適切な管理が行われていない場合は、規則に基づき所有者に対し情報提供、助言書を送付し、適正管理を速やかに行うよう通知しております。また、敷地外に伸びた樹木の枝等も同様に助言書を送付し、速やかに対応するよう促しております。

次に、所有者が遠方の場合の対応につきましては、昨年度までの実態調査により、危険度3以上となっている空き家の所有者のほとんどは、町外在住者か、所有者の死亡により相続人または管理人が町外に在住しており、適正に管理できていない状況となっております。

このことから、議員ご指摘のとおり、ご自身で管理できない場合は、近隣に住む親族等に管理委託していただくよう、町といたしましても引き続き情報提供してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

4番の再質問を許します。4番。

4番（平賀真）

それでは、町長の答弁に対し、順に再質問を行いたいと思います。

まず、先ほどの答弁の中で、所有者不明が3件というご報告がございましたけれども、当然納税等、相続等が今回法律が変わりまして、相続登記が義務づけられておりますけれども、この辺のところは、担当課並びに税務課等のほうの連携はどのようになっているのか、お伺いいたしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

所有者不明の空き家につきましては、こちらのほうで所有者の情報は税務課と連携を取って把握してございます。まず第1に、所有者の把握につきましては、登記上の所有者が原則となっております。それで、登記上の所有者が不明な場合は、固定資産税の課税台帳、あるいは納税義務者等を特定い

たしまして、所有者を把握してございます。いずれ税務課と密接に連携を取って所有者は把握してございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀真）

かなり個人情報も入りますけれども、やはり町の納税の関係もありますので、どうか税務課との連携を深めながら、所有者不明、未登記等もあるかと思っておりますけれども、そういったところをきちんと条例に従ってやっていただければと思います。

なお、危険度3以上の空き家が41件ということでございますが、この方々には、所有者、管理者には、この町の空家等の条例のほうの前文といたしまししょうか、大事なところでも結構ですけれども、こういった今後指導していく、勧告していくというような文言としてお渡ししているのかを確認したいと思います。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 お答えいたします。

現在、指導書は送付してございますが、その上の勧告、その後の命令等の通知は発送してございません。町長の答弁にもありましたが、この後、空き家の全量調査を行いましてデータベースをしっかりと整えてから、その辺をしてまいりたいと考えてございます。

なお、空き家の指導、勧告、それから命令というふうな段階を踏みますと、最後には代執行、行政代執行というような方法もございますので、そういった場合は、役場でも収納の体制ですとか、債権の回収、そういったものも必要になってこようかと考えております。その辺も体制づくりをしながら、空き家の対策に対応しなければならないというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀真）

今年からデータベースを整えるということで、かなりの空き家が現在で488件ということでございますので、今後さらに増えてくる可能性があるかと思っております。

先ほど指導書等を出しておりますが、町で危険度3以上と認定しなくても、近隣住民から苦情等、相談等が寄せられている空き家は、現在担当課で対応している空き家がもし何件かあるか、お分かりでしたら、そしてその対応の仕方を教えていただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 町長の答弁でもございましたが、現在、空き家が危険度3以上というふうな判定を受けた案件が41件、そのうち所有者が死亡、または町外に住まれているという件数が26件ございます。その方々につきましては、こちらから連絡を取っても、なかなか対応していただけないというふうな状況にございますので、もしそういった空き家で周りに危険が及ぶような場合には、町で応急措置をしたり、消防署と一緒に害虫などが侵入しないように応急措置をしたり、そういった対応をさせていただきます。

議長 (加藤彦次郎)

4番。

4番 (平賀 真)

担当課では、しっかり把握されているので、本当にそのたび、職員の方々に現地赶赴いて、大変難儀をかけているやにお聞きしております。そういった対応には深く感謝を申し上げたいと思います。

こういった死亡、町外在住ということで、やはりこういった苦情を寄せられる方の中には、所有者が県外とか遠方にいるのは近隣の方がご存じで、なおかつその空き家の所有者が町内にいるというのを認識している方もいらっしゃると思います。当然親戚付き合い、隣親子となまじ分かっているもので、そういった方々は、なぜ同じ町内、近所に住んでいるのに、その方が多少の管理というか、手入れ等ができないものかというふうなことを話される方もいらっしゃると思います。当然町では条例に従って、一番は所有者でしようけれども、そういった柔軟なといいましょうか、今後そういったことも踏まえて、条例のほうを細分化しながら附則でも、そういった方々に所有権の権利はないかもしれませんが、そういったところで近隣と穏やかに過ごせるような形で、町が間に入るとか、そういった方向性は見いだせないものか、お伺いたしたいと思います。

議長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

例えば、相続放棄というふうな権利がございますけれども、旧来日本といえますか、地域の親族の関係というのは非常に絆が深くて、密接な関係であったように考えてございます。ただ一方で、現代になりますと、そういったことを考えないで、直系の方でも簡単に相続放棄なされる方がいるというふうにご認識してございます。

当然、そういったケースになりますとおじ、おば、あるいはおい、めい、またその孫、そういったふうに相続権がどんどん移っていくというふうになります。そういったケースで町のほうでも、相続放棄で課税していただけない方というのは多くございます。

空き家に関してはそういった相続などにより、誰しものが空き家の所有者に

なり得るといふような可能性があるということ、町のホームページや広報等で意識啓発を図ってまいりたいと思っております。

また、現に所有者の方々には、そういった議員がおっしゃられた親族、近くの親族に委託するように、情報提供をしてまいりたいと考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀真）

本当に今回法律が変わって、相続をした日から相続登記が義務化になっているようでございますので、どうかこれは税務課にも関係することでございますけれども、そういった連携を密にしながら、やはり近隣に対して結局、間に入るのが、まだ民事訴訟とかやれば別ですけれども、間に入っているのは、町というような考えが町民にはあるかと思っておりますので、どうかそういった被害を受けているという、被害を受けているような近隣の方々の声を聞きながら、どうか安心して暮らせるまちづくりのために、それぞれの課で頑張っていたいただければと思います。

やはり様々な緊急対応がありますけれども、なかなか1件こういった事例があると、全て町で対応しなきゃいけないというのは、本当に厳しい状況に陥るのは分かっておりますけれども、やはり住民の生命といえましょうか、そういった危害がある場合も出てくるかと思っておりますので、どうか担当課のほうでは、今回データベースを整えるということでございますけれども、危険度の判定をもう少し精査をしながら、認定を上げることによって指導、勧告等に進めるかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

どうか、広報等にこういった空き家条例を、これを全文載せるのは無理ですので、どうか一般の方が見ても分かるような形で、今回データベースを行っているという形で、広報の1ページも割いて、先に情報提供するような形をしていただければと思います。

以上で終わります。

議長（加藤彦次郎）

4番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、8番、森山大輔議員の発言を許します。8番、森山議員。

8番（森山大輔）

それでは、本日は3点質問させていただく予定であります。

まず1点目、移住定住への取組状況についてから質問させていただきます。

移住定住支援を行っている認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの2023年度の相談件数は、過去最多の5万9,276件となり、3年連続で過去最多を更新しております。このことは都市部から地方への人の流れが、一過性のものではなく、恒常的なものになってきていることを示してお

り、本町もそうした認識に基づき対応する必要がございます。

本町は、かつて秋田県のみならず、東北地方でも先進的な移住定住の取組を行っておりましたが、近年、特に新型コロナの流行以降は目立った取組が見られません。取組が十分でなければ、移住定住希望者が本町を選択する機会を喪失することとなり、人口減少が一層加速することにつながりかねません。

本町最大の課題である人口減少を抑制するためには、移住定住への取組が不可欠であることから、取組の現状及び今後の取組について質問いたします。

懸案である移住定住のための住宅確保の取組状況について伺います。

移住希望者向けの移住体験制度が、新型コロナ流行前には存在しましたが、今後再開する考えがあるか、伺います。

移住セミナーや移住相談会の実施状況について伺います。

続いて、2つ目の質問、オープンデータ及び情報開示への取組状況について伺います。

官民データ活用推進基本法において、地方公共団体は、オープンデータに取り組むことが義務づけられましたが、本町において早期に取組が始まっていることは、監査委員からも高く評価されているところであります。

一方で、人口減少に伴い、住民自治の重要性が増す現在、積極的な情報開示によって、住民の行政運営への理解を深めることが課題ともなっております。

これらの現状認識に基づき、オープンデータ及び情報開示への本町の取組状況及び今後の展望について、以下に質問いたします。

オープンデータへの取組状況及び今後の推進計画について伺います。

ホームページ等での情報開示の現状と開示基準、今後の開示方針について伺います。

議会議員から議員活動のための資料提供の依頼があった場合の対応について伺います。

続いて、3点目、みっしゅ入館者のさらなるニーズへの対応について質問いたします。

みっしゅの入館者が、先日5万人を超えたとの報道がありましたが、町内外の子育て世帯に好評であるのは大変喜ばしいことであります。当初目標を大きく上回る好評ぶりは、利用者のニーズをきめ細かく酌み取った運営のためのものであると推察されますが、利用者のさらなるニーズへの対応について、以下に質問いたします。

入館者の約半数は町外在住者と聞いておりますが、みっしゅに魅力を感じて、本町への移住を希望する利用者もいらっしゃるようであります。今後こうしたニーズに対応する考えがあるか、伺います。

現状では、来館者の多くが、みっしゅのみの利用に限られているようです。今後、民間の協力も得ながら、子育て関連サービスを充実させること

で、利用者の利便性のさらなる向上を図るとともに、関連産業の振興にもつなげる考えがあるかを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

8番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、8番、森山大輔議員のご質問にお答えいたします。

初めに、移住定住への取組についてでございますが、国による地方創生の推進により、本町でも平成27年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、移住定住支援や移住体験ツアー等を実施してまいりましたが、令和3年度からは、総合戦略の効果を総括し、関係者の方々からもご意見をいただいた上で、みらい創造プランを策定し、かつての移住定住対策から、若者の定住促進と関係人口への取組へ方針を見直した経緯がございます。

そのため、現在は定住促進と関係人口の施策を中心としながら、移住を希望される方から相談があった場合は、状況に応じた対応をしながら進めているのが現状でございます。

また、定住促進と併せたふるさと回帰については、高校卒業後の学生に対し、ふるさと便の実施によりアプローチしておりますが、それより以前の段階で、町を知っていただくことも重要であると考え、高校生によるインターシップの積極的な受入れや、町内中高生への町のイベント等への協力についても呼びかけているところでございます。

さて、移住定住用の住宅確保につきましては、これまで同様、空き家バンクへの登録を周知しながら、登録に至らなかった所有者が希望した場合は、物件の今後について、宅地建物取引業者からアドバイスを受けられるよう、一部制度を見直して運用しております。

また、今年度、町営住宅長寿命化計画の改定作業を進めておりますので、入居要件を緩和した町独自の町営住宅についても検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、移住体験制度についてでございますが、町が直接実施している体験制度はございませんが、関係人口の補助金を活用している団体の中で、体験活動を計画している団体がございますので、今後も側面から支援してまいりたいと考えております。

次に、移住セミナーや移住相談会についてでございますが、本町単独では相談会等を実施しておりませんが、県北合同相談会へは年数回参加しており、今後は秋田県が主催する合同相談会等へも参加してまいりたいと考えております。

続きまして、オープンデータ及び情報開示への取組についてお答えいたします。

初めに、オープンデータについてでございますが、本町では、官民協働の

推進による諸課題の解決や、地域経済の活性化、開かれた町政の実現等を目的に、昨年からは町ホームページで、オープンデータの公開に取り組んでおります。

公開データにつきましては、運用基準と利用規約の中で一定のルールを定め、個人や法人その他の団体等が2次利用できる環境を整えております。現状では、公開されているデータは多くはございませんが、今後も国が示す自治体標準オープンデータセット等を参考としながら、公開データを順次追加し、有効に活用していただける環境の構築に努めてまいります。

また、公開データを活用したアイデアやアプリ等の創出等、オープンデータの活用事例を確認できた場合は、町ホームページ等で積極的に周知し、活用を奨励してまいりたいと考えております。

次に、情報開示の現状と開示基準、今後の開示方針についてでございますが、現在、町が保有する行政情報につきましては、情報公開条例に基づく情報公開請求のほか、町が自発的に情報を公開する情報提供、法令等に基づく公表の3つの公開方法により運用しております。

自発的な情報提供につきましては、町民の皆様が必要とする情報を公文書の公開請求によらず、積極的に提供し、住民の参加による行政の推進に資することを目的に行っており、ホームページや広報みたねへの掲載のほか、報道機関への公表などを通じて、情報提供に努めております。

提供する情報の基準につきましては、情報を取り扱う所管課において、その内容や町民のニーズなどを勘案し実施を判断しており、主に会議録をホームページで公開しております。

今後も町民のニーズ等の把握に努め、町民が必要としている情報を適時適切な方法で積極的に提供できるよう努めてまいります。

次に、議員活動のための資料提供についてでございますが、議員個人からの資料提供の依頼は法令等に基づくものではございませんが、議員活動の重要性を尊重するとの観点から、資料を取り扱う所管課において、要求された資料の内容や準備に要する業務への影響等を勘案し、提供の実施を判断させていただくこととしております。

また、依頼された文書が行政文書として存在しない場合であっても、必要に応じて要求内容に沿った文書を作成し、提供いたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、みっしゅ入館者への対応についてお答えいたします。

町内外の多くの子育て世代の方々がみっしゅに来館し、様々な体験や交流が行われていることは、安心して子育てできる環境づくりを目指す本町にとっても、大変喜ばしいことであると考えております。

本町の子育て支援等に関する情報は、みっしゅ担当者とも共有しておりますので、本町への移住を希望される方がいた場合は、引き続き連携しながら、企画政策課を窓口として相談に応じてまいります。

次に、子育て関連サービスの充実についてでございますが、みっしゅへ来

館した方々へは、周辺で活用できる飲食店や温泉などについて、必要に応じて情報提供し、市内の関係人口の入り口としても、みっしゅの果たす役割は重要であると認識しております。

そのため、みっしゅを核とした周辺の新たな関係人口等の取組については、みらい創造プランとの整合性を図りながら、民間での取組や官民連携も視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

当局の答弁が終わりました。

8番の再質問を許します。8番。

8番 (森山大輔)

それでは、再質問させていただきます。

初めに、町の基本的な移住定住に対する考え方のところなんですけれども、以前は積極的に移住受入れの方向であったけれども、今は若者の定住のほうに軸足を、どちらかといえば移していらっしゃるということで、その辺はいろんな考え方があるので、どこに重点を置くかということはあるかと思うんですけれども、最初に述べましたとおり、もう一定数の方が、その移住ということで、都市部から地方へ来る流れがある中で、例えばこの先ほど紹介したNPOのふるさと回帰支援センターに相談があった場合に、そこから移住受入れを積極的にしているよという自治体には、つながってくるんですけれども、そこで、その窓口がない、受入れ体制が十分でない、たとえ希望する方がいた、またはこの方三種町に紹介したほうがいいなという場合にも、なかなかそこが繋がってこないということがあるようですので、まず、窓口としては、移住のところもしっかりつくっていただく必要があるのではないかなと思います。

その認識の上で、ちょっと再質問させていただきますけれども、まずその移住定住のための住宅確保なんですけれども、今いろいろと新しい形で取組もしていただいているということで、この住宅の確保に関しては、移住の方ばかりではなくて、私も町内の方から何件か相談を受けたりするんですね。こういったことをやっているよということ、興味を持って活動しているということが、ご存じの方から家がないかという話を聞く状況がありまして、そういった方々はなかなか紹介がうまくつながらないので、この課題となっても多分大分時間がたっていると思うんですけれども、早急に取り組んでいく必要があるかなと思うんですけれども、その辺のスケジュール感というか、今後、例えば来年度、再来年度と、どの辺のタイミングでこういった住宅を、どの程度整備していくのか、そういったところを、現時点で具体的にありところがあれば、教えていただきたいんですけれども。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長

お答えします。

ただいまのご質問に対してでございますが、現在のところ何年に、何世帯、何戸分を整備するという、具体的な計画にまでは至ってございません。ただ、町としては、この住宅確保が喫緊の課題だということは認識しておりますので、これから先、あまり長い時間をかけることなく、進めていければいいなというところは考えているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

具体的な計画、現時点ではないということでしたけれども、喫緊の課題であることをご認識されているようですので、早期に具体的な計画づくりをして、どんどん前に進めていただければと思います。

続きまして、移住希望者向けの体験制度のところですか。これも私先日、このNPOのふるさと回帰支援センターのほうに行って、いろいろと最近の取組状況等を伺ってきたんですけれども、希望者がいた場合、こういった制度があれば、すぐその紹介することができる、この方は三種町が向いているなと思えば、じゃこういう制度があるので、一度行ってみたらどうですか、問い合わせてみたらどうですかという、きっかけになるということだったんです。

これがあるなしで、そこで1つ紹介してもらえるチャンスがあるか、ないかということにつながってくるようなので、ぜひこういった制度、なかなか誰がやるのかとか、課題はあるかと思うんですけれども、前向きにつくっていくことが、そういった方の、例えば町長、Uターンの方は、当然引き受けたいということでしたけれども、Uターンの方にしても、ひょっとしたらこういう窓口があると来ることがある。私もそういう事例を近隣で何件か見ているんですけれども、そういったことを今後もう一度、制度として考えるお考えはございませんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長

お答えします。

議員ご指摘のふるさと回帰支援センターからの移住体験への流れという意味では、現在町として対応しているという状況ではございませんが、移住を希望される方、もしくは検討されている方からご相談があった場合は、企画政策課のほうで相談体制は整えております。

ただ、移住体験に対する助成ですとか、そのような制度は、過去に実施していたという経緯はございますが、様々見直した上で、現在はその制度を継続はしていないという状況になっておりますが、希望される方の相談は前向きに受けております。

現在も数件ですが、三種町への移住を考えている方だけどもという方か

らの相談もありまして、必要であればウェブでの相談も承っておりますし、電話でお話を伺って、職員が案内できるような状況であれば、そのような対応もすることはしておりますので、ただ、助成制度という面では、現在は設けていないということをご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

多分、今度また、ふるさと回帰フェアにも行かれるようなので、そのときにでも立ち寄られればいいかなと思うんですけども、各自治体、パンフレット等で、その制度の紹介をされていて、そこにすぐつながるような状況というのは、やっぱり実際にありますので、そこちょっと何ていうんでしょうね、三種町もそこに負けないようなアピールの仕方は必要なのかなと思いますので、できることがあると思いますけれども、ご検討をいただければと思います。

同様に移住セミナー、移住相談会も今のところ町単独ではというようなお話もありましたけれども、今オンラインを活用したこのセミナーとか、相談会というものが、大分定着してきているようであります。これは移住相談、移住希望地、例えば三種町と、あと都市部、東京であれば東京の会場をオンラインでつないで、移住先の情報を映像も含めてリアルに提供しながら、移住希望者に情報提供したり、またはそのオンラインですけれども、対面で移住希望者の相談に応じるということが、大分定着してきているようであります。そしてまた、それが移住希望者のニーズにも沿っているので、人気が高まってきていると聞いています。

このような取組を、これは比較的オンラインの環境があればやりやすい取組かなと思うんですけども、本町においても、こういった取組を行っていく考えはございますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

議員ご指摘のNPO法人ふるさと回帰支援センターとの情報共有につきましては、数年前と比較すると、本町が密接に関わっているかということ、そういう状況では現在はないということでございます。

ただ、秋田県が新たに首都圏のほうに拠点を設けておりまして、市町村としては、そちらと連携した取組が重要というふうに捉えて今活動しておりますので、この10月には秋田県の合同での相談会等も、その新たな拠点を活用して実施されることになっております。

本町としましては、そちらのほうと連携した取組に積極的に取り組んでまいりたいということで、秋田県とも情報を共有させていただいておりますし、移住の人数に対しましては、秋田県が取りまとめている情報、県内の市

町村の状況を毎月、町のほうにも提供いただいているのを見ますと、議員ご指摘の内容によりますと、近年は移住への取組が少ないと、見えないというお話をいただいておりますが、秋田県の移住定住登録制度を活用して、三種町に移住されている人数を確認したところ、令和に入ってからの方が、それまでの移住者よりも倍以上に増えているという状況があります。

活動については、移住をメインにした活動を、町として実施しているという状況ではない中で、定住対策をいろいろやってきておりますが、その中でも移住している方は、以前に比べれば増えているという状況にございますので、必ずしも移住対策が抜けているという認識にはなっていないというところも申し添えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。

私、特にどこと連携してやるというようなお話は、それは様々な可能性があると思うので、ふるさと回帰支援センターでもよろしいでしょうし、県の施設、新しくできたせっかく施設があるので、そこと連携されてもいいと思うんですけども、そういったオンラインのセミナーということというのが可能になってきているようなので、多分それ県の施設のほうでもやっていますかね。やっているようであれば、そういったことも施設せっかくなので活用して、やっぱり行くといふとなかなか労力的にも、お金的にも大変だと思うんですけど、オンラインであれば、お互い余り負担が多くなることができるようなので、ぜひ前向きに検討していただければいいなと思います。

特に、この大きな取組をしなくても、移住希望者が増えているということであれば、それは非常に喜ばしいことではあるんですけども、ただやっていることの内容としては、以前ほどの事業は実施していないという状況で、それに対して多分周辺の自治体というのは、逆に力を入れてきているところが多いというふうに見えますので、そこら辺は周辺の環境も考えながら、やっぱり移住の希望する方からすれば、積極的に移住者受入れに取り組んでいるところのほうで、魅力的に映るといふのは普通のことだと思うんですけどね。

そういったところもちょっと考えながら、必要な対策をできる範囲内で、ぜひ進めていただければなと思います。

それから、先ほどの空き家のところのもう一点なんですけれども、地域おこし協力隊として、その空き家の情報収集であるとか、それによって物件数を確保し、移住定住者、希望者向けの紹介を行うなどという取組もあるようですけれども、この地域おこし協力隊制度を活用して、こういった空き家の利活用につなげていく。なかなかその空き家の利活用って人手がかかるものなので、なかなか役場の今の体制だけでは苦しいところがあると思うんですけども、そこをこの制度を活用することによって推進していくというお考

えはございますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

地域おこし協力隊につきましては、一昨年、移住定住対策をミッションということで募集をさせていただいた経緯がございます。その結果、こちらのミッションで応募いただける方がいなかったということで、業務の内容を情報発信というところに切り替えたところ、現在活動いただいている協力隊に活動いただいているというような状況がございます。

ですので、町としても、できれば協力隊のような方が来てくださって、そのような業務をやっていただければ、町としてもありがたいお話だということは考えておりますが、最近はそのら、そういう移住定住対策をミッションとした協力隊として、町への応募いただける件数がないという現状もございますので、その辺のところもご理解いただければと思っております。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

分かりました。やりたいけれども、なかなか環境的に難しいところもあるようですけれども、もしチャンスがあればご検討いただければと思います。

以上で、1つ目、移住定住への取組状況についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目、オープンデータ及び情報開示への取組状況について再質問いたします。

まず1つ目です。オープンデータへの取組、今後も増やして、オープンデータを増やして推進していくというお話をいただいたんですけども、このオープンデータ、始まったばかりで、どこまで全体像が見えているのかというのはあると思うんですけども、現時点でどういったようなデータをオープンデータとして公開するのか、それを例えばスケジュールとして何年ぐらいでどういったものを順次、この段階でどういったものを公開していくというような、具体的な計画があればお知らせいただきたいんですけども。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

オープンデータの公開につきましては、民間ですとか、住民の方、あるいは法人の方たちに二次利用していただけるような取組ということでスタートさせております。

ですので、町としても公開できるデータについては、順次対応してまいり

たいということで考えております。

個人情報等を活用したデータと、一定のルールの下で公開できないものは除きますが、公開できるデータについては、積極的に公開してまいりたいということで進めておりますが、現在、各課の職員が個々にこのオープンデータの公開に関して、必要な知識を得ているかといいますと、まだ町としてそこまで行っていないというのが正直なところでございます。

現在は、企画政策課を通して、公開できるデータを公開させていただいているという状況ですので、この後、職員の研修なども行いながら、それぞれの課ごとに公開できるような体制を整えていくことが、今は必要なことであるというふうに認識しております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。

先頭を走っているような状態で、多分先進的な取組なので、なかなか先が完全に見通せないところもあると思うんですけども、せっかく頑張っているのだから、その基礎固め、役場内での理解、推進も図りながら、最終的にじゃどういうオープンデータの公開の仕方がいいのか、どこまで公開すべきなのかということも、少し見ながら進めていただければ、なおいいのかなと思います。

続きまして、ホームページのほうです。

今、ホームページ上で公開されているものを、ほかの自治体を見ると、例えば具体的に予算書、決算書などを公開している自治体も見受けられます。この予算書、決算書を見ることで、大体その町の活動の状態というのが、全体的につかみやすいのかなと思うんですけども、こういったものを本町でも今後開示していくことは可能か、教えていただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

それでは、私からお答えします。

予算書、決算書につきましては、議員ご質問のとおり、現在ホームページ上には掲載してございません。今後、議会の会議がペーパーレスへ移行する予定でございます。その際に予算書、決算書につきましては、当局提案の予算案、決算の認定案でよろしいのか、または議決後の予算、認定された決算でいいのか、その辺も議会のほうと相談いたしまして、今後ペーパーレスが進んだ段階では、ぜひ情報提供する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8 番 (森山大輔)

ありがとうございます。

町民の理解の促進に大変寄与すると思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

続きまして、例の情報開示のほうなんですけれども、ホームページ等での開示です。住民が行政運営の理解を深めるためには、決定事項のみではなく、その検討過程の理解が必要というふうに言われております。

先ほども会議録等を開示するよということをおっしゃっていましたが、今後町として、多分様々な委員会であったり、審議会、審査会など多種多様な会議があると思うんですけれども、こういったものの会議録を開示することによって、どのような考え方で、どのように決められたということ、多分住民がしっかり理解していただくための大きな助けになるんじゃないかなと思います。こういったものを積極的に今後開示していくお考えはございますでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

町からの情報提供につきましては、平成30年の行財政改革の推進計画におきまして、町民の皆様への積極的な情報提供ということで、まずは会議録を提供しようということで、現在ホームページに掲載しております。

その後、各種計画等もある程度は掲示しておるんですが、各種会議については、内容が様々でございます。諮問する答申を受ける場合、または自由に意見を述べていただく場合等様々ございまして、その内容についての取りまとめというか、開示方針というのは、技術的に非常に難しいものがございます。

ただし、町の重要な施策については、ある程度、要点整理をした形で、こういう意見がございましたということで、情報提供をしていくことは非常に大事だと思っております。

また、情報提供だけではなく、意思決定の過程で、例えば委員の公募、それから、公募等も含めて途中途中で意見を聞いて施策に反映させていくということも重要だと思いますので、町の広報広聴と意思決定の在り方を全体的に含めて総合的に判断して、今後どのような形で情報提供を進めていくのかというのは、検討していきたいなと考えております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

ありがとうございます。

多分今まで開示してもらえなかったものを開示するよということにするの

であれば、会議の在り方であるとか、その記録の取り方とか、いろいろ心配りが必要になるのかなと思いますけれども、ぜひそういったところをいろいろ調整した上で、可能な限り情報を開示することで、住民の理解を深めて住民への行政運営への、より協力を得られるような環境づくりに取り組んでいただければなと思います。

続きまして、これは先ほどの議員活動のための資料提供についての再質問になりますけれども、令和6年6月6日の庁議において、議会議員から資料提供の依頼があった場合の対応方針が示されたという通知がございました。これによって、これちょっと中身に目を通したんですけれども、従来との変更点があれば、そこについてご説明いただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

お答えいたします。

結論から申しますと、従来との取扱いに変更点はございません。この庁議の通知の前提、経緯でございますけれども、まず従来、議会事務局を通して情報提供依頼があったものが、議会事務局を通さずに、議員個人が当局に対して各課に情報提供を依頼しますよという議会からの通知を受けました。

それで、職員がではどうするんだと、何でも職員出してもいいのかという、ちょっと疑義も生じたので、総務課から基本的な情報提供のガイドラインとして、職員に対して通知したものでございます。

議員の皆様には調査権等はありませんが、当局といたしましては、議員活動は非常に町民と密接に関わる活動ですので、重要なものと認識しておりますので、先ほど申し上げましたとおり、従来どおり個人情報等情報公開条例に抵触するものは除いて、議員の皆様には積極的に情報提供を行っていく方針でございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

議員活動の重要性、ご理解いただき、大変ありがたいと思います。引き続き我々にとって活動をより豊かなものにするための情報提供、ご協力いただければ幸いです。

この通知の中で、公開情報または公開情報を含むものは、すぐ提供できるというようなことが、たしか書かれてあったと思うんですけれども、場合によって、その未公開情報がどうしても必要という場合があると思うんですね。特に、そういったもの、未公開情報が必要になった場合に資料提供をお願いした場合には、これは便宜供与ではなく情報公開制度に基づいて、それはお願いすることになるんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

これは、個々の内容の話になってきてしまうと思うんですが、未公開情報というのが、非開示情報であれば、当然情報公開請求していただくことになります。ただ未公開といいましても、例えば数字が既に固まっていて、県の了解を待つものとか、数字的なものとか、種々様々なものがございまして、この場で未公開ですので、一概に情報公開請求していただくという方針ではございません。個々の内容によって判断すべきものであると考えております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

今この質問したのは、我々も当然必要であれば情報公開制度を使って、情報を得るべき立場だと思うんですけども、例えばその議会の前とか、急遽その必要になった場合に、情報公開制度ではちょっと間に合わない場合があるもので、そういった場合に、非開示情報は当然きちんと制度にのっとる必要があるんでしょうけれども、そうでないものに対しては、可能な限り前向きに開示検討していただけるということによろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、例えばまだ推計値であるとか、例えば具体例で言うと、例えば経常収支比率は推計値では出ているんですが、まだ公表していないという場合等々につきましては、推計値でございますがということで、情報提供することは可能でございます。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。

それでは、続きまして、みっしゅ入館者へのさらなるニーズへの対応についてのほうです。こちらの再質問させていただきたいと思っております。

まず1点目です。みっしゅ利用者で、町外の方、三種町に住みたいという方がいた場合に、相談に応じるということでお答えいただきました。相談には当然これまでもその希望者がいれば、どういった方でも応じていると思うんですけども。このみっしゅを経由してくる方というのは、かなり確度が高いというか、そこまで言っていたらただけなのであれば、かなり町内に住みたいという思いが強い方なのかと思うんですけども、そこら辺に対して何

か特別な対応とかということは今後検討可能でしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 　お答えします。

現状では、まだそのような相談を受付けはしてございません。この後、もしそのような方がいらした場合は、ほかの移住を検討されている方同様に、町としては前向きに様々検討しながら、相談を受けてまいりたいと考えております。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

せっかくそういうチャンスがあるのであれば、そのみっしゅ側とも連携しながら、そういった方をぜひ本町に来ていただけるように、丁寧に対応していただければと思います。

続きまして、最後です。みっしゅ利用者に民間協力しながらの様々な対応を、今後計画していきたいということでございました。この中で、先ほどお話が出ましたけれども、来たので当然おながすくので、例えばご飯を食べるところ、飲食等については、大変需要があるのは非常に分かりやすいわけですけれども、せっかくその子育てということなので、みっしゅに来た方というのは、子育て世帯なわけなんですよ。

その子育て世帯が必要としているような関連したようなサービス、これをみっしゅは当然、公としてやっているわけですけれども、例えば民間のそういったサービスも、三種町においてそれを充実させることによって、より一層その子育て世帯がみっしゅを経由して、三種町で様々なサービスをして利用してもらえるような状況、それをつくるということは、今後検討可能でしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 　お答えいたします。

子育て関連サービスということで、ちょっと具体的なところはつかめないところがありますけれども、例えば今恐らく私の頭に描いたのは、例えば医療機関、あるいは子供の衣服、あるいはそういったものの販売店などというものが想像されますが、どうしても、これは利益、何ていうんですか、収益的なものも勘案しなければならない部分ですので、そういった民間の方が相談に来た場合は、当然対応に応じるという部分ですが、町からそういった方々も積極的に取り組むとか、そういったものは現状考えてございません。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8 番 (森山大輔)

当然民間のほうが最終的には、そのリスクは民間の方が負うことになるので、判断は当然そうなると思うんですけども、もし町としてそういったものを充実させるという枠組みがあれば、そういったサービスも今後充実していく可能性が高まっていくのかなと思いますので、前向きにご検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長 (加藤彦次郎)

8 番、森山大輔議員の一般質問を終わります。

次に、12 番、三村 眞議員の発言を許します。12 番、三村議員。

12 番 (三村 眞)

それでは、私から通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問の内容は、放課後児童クラブと放課後等デイサービスについてであります。ご答弁よろしくお願いたします。

令和4年度にオープンした子育て交流施設みっしゅは、開始2年余りで5万人を超える来場者となりました。みっしゅとしての役割は、町内外から高く評価されており、本町の事例を基にして、屋内型大型遊具の設置に向けた整備などを進めている自治体があると聞いています。

また、県内外の行政機関、子育てに関する団体などから視察に訪れることも多いと伺っております。先月末には、私が所属している県の若手政治家ネットワークでも、町長、健康推進課からのお力添えをいただきながら、みっしゅにて本町における子育て支援についての勉強会を開催し、参加者から心強い評価をいただきました。

令和6年度には、能代山本郡内で、いち早く子ども家庭センターを開設し、三種たつの子保育園の建設、統合中学校及び小学校の整備計画など、子ども・子育てに関する環境整備は着実に進みつつあります。

さて、共働き世代または独り親世帯というのが当たり前になっている中、小学校保護者にとって、放課後児童クラブは欠かせないものとなっております。さらには、単なる託児的な役割だけではなく、学校や保育園と同様に、本町の子供が健やかに成長していくための居場所という重要な役割を担っているものと私は考えます。

そもそも放課後児童クラブとは、児童福祉法に基づいて設置されております。児童福祉法第6条、放課後児童健全育成事業でうたわれている内容と目的を簡単に説明しますと、①小学校に就学している児童を対象としています。②放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供します。③子供の放課後の遊び、生活を支援することを通じて、子供の健全を図ることを目的としています。

また、小学校児童数は減少しているものの、発達に問題を抱える児童の数は年々増加傾向にあります。教育現場では、特別支援学級や学校支援員の加配による対応が進む一方で、本町には放課後等デイサービス事業所がないの

が現状です。そのため利用したいと思っても諦めざるを得ない。または町外の事業所を利用しているものの、送迎に困っている保護者がいるのも現状です。近隣の能代市では、民間の事業所ではありますが、現在5事業所があります。そして本町の児童も受け入れている事業者があるとも伺っております。

放課後等デイサービスという名称はあまり聞き慣れないと思いますが、これも児童福祉法に基づいて設置されております。しかし、放課後児童クラブとは年齢や目的などが異なります。

ここで簡単に説明しますと、①障害がある子供、または発達に問題を抱えた子供を対象としています。②通所の福祉サービスであり、放課後や休日、夏・冬の長期休みに利用可能であります。③小学生、中学生、高校生が利用できます。学校教育法に規定する学校に就学し、年齢は6歳から18歳までとしています。

目的としては、①子供の利益の保障、②共生社会への実現に向けた後方支援、③保護者への支援、この3つを目的としています。いずれにしても、子供の育ちに大きく関わる内容です。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1、本町の児童クラブの登録者数と利用状況はどうか。

2、放課後等デイサービスのニーズは把握しているのかどうか。また、現在の放課後児童クラブにおいて、発達に問題を抱えた児童の受入れや対応は十分なものとなっているのか。

3、放課後児童クラブに関する苦情件数、苦情処理に関わる管理体制はどのようになっているのか。

以上、この3点についてお伺いしますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

これで、私から壇上での質問は終わります。

議長（加藤彦次郎）

12番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、12番、三村 眞議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町の児童クラブの登録者数と利用状況についてでございますが、ご承知のとおり、現在町では琴丘地域に1か所、山本地域に3か所、八竜地域に2か所、計6か所の児童クラブを管理運営しており、合計で296名の児童が登録されております。

利用状況につきましては、月曜日から金曜日までの平日では、1日平均で約179名、長期休業日の夏休みなどでは、1日平均で約90名の児童が利用しており、保護者が仕事などにより、日中家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を与え、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を支援しているところでございます。

次に、放課後等デイサービスのニーズ把握と、発達に問題を抱えた児童の受入れについてでございますが、町では、児童クラブへ登録する際に、保護者から提出される申込書により、子供の健康状況やアレルギー、障害等を確認しているほか、保育園との情報共有や、必要に応じて子供や保護者と面談の機会を持つなどして、子供の心身の状態や発達の状況、保護者の意向等を把握しているところでありますが、町内に放課後等デイサービスの事業所がないこともあり、ニーズまでは把握してございません。

また児童クラブでは、子供同士が生活を通して共に成長できるよう、発達に問題を抱えた児童も可能な限り受け入れ、個々の児童の状況に配慮しながら支援を行っているところでございます。

児童支援員は、発達に問題を抱えた児童に対する専門的な知識や資格を有しておりませんので、発達に問題を抱えた児童の中には、発達障害や多動性障害等の外来診療を行う長信田の森診療クリニックのデイケア、ナイトケアを紹介させていただいた事例もございます。

なお、町内の社会福祉法人において、今年11月をめぐりに八竜地域に放課後等デイサービスの事業所を開設する予定であり、開設後は当該事業所とも十分な連携を図り、適切な支援につなげられるよう、協力体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブに関する苦情件数、苦情処理に係る体制についてでございますが、福祉課、琴丘支所、山本支所において、それぞれの地域ごとに管理運営を行っております。

保護者からの苦情等につきましては、福祉課及び支所の担当者や児童支援員が随時口頭で受け付けているほか、電話やメール、書面などで寄せられる場合もございます。

児童クラブは年齢や発達の状況が異なる多様な子供たちが長時間一緒に過ごす場でもありますので、保護者からは多くの苦情やご意見、ご要望が寄せられます。その都度、児童支援員が業務日誌に記載したり、重要な案件については、担当者が苦情処理簿を作成しておりますが、軽微な苦情などは記録していないため、全ての苦情件数を現状では把握していない状況でございます。

また、苦情処理に係る体制につきましては、軽微なものや、その場で速やかに処理しなければいけない案件については、児童支援員の判断で対応する場合もありますが、福祉課や支所、児童支援員が連携して、その解決に努めているところでございます。

今後も保護者からの苦情やご意見、ご要望に対しては迅速かつ適切に誠意を持って対応し、保護者が安心して子供を育て、子育てと仕事を両立できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

12番の再質問を許します。12番。

12番 (三村 眞)

町長から答弁いただきましたが、昨日の全体会で一部答えが出てしまっている部分があったので、答弁はこのような形になるのかなと想像しては来ました。出てこなかった部分について順を追って再質問させていただきます。

まず1つ目です。詳しい数字は追ってはいきませんが、高学年になると塾やスポ少、そして習い事等が多くなってきて、自分で時間を過ごす時間というのが多くなっていると思います。

その分考えると、低学年の子のほうが利用が多いのではないかと思います。そして国の基準からいくと、40対2以上ですね、40人の子供に対して2人以上の支援員が必要という基準はありますが、まず本町ではその基準を満たしていますか。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長補佐。

福祉課長 (近藤 洋)

補佐 お答えいたします。

森岳児童クラブと森岳小学校児童クラブへは合わせて6人、その他の児童クラブへは各5人、合計で26人の支援員、補助員を配置してございます。児童支援員の数は、国の運営基準により支援する児童おおむね40人以下を1単位とし、1単位当たり2人以上と定められておりますので、各児童クラブの登録児童数に応じて適正に配置しているところでございます。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

12番。

12番 (三村 眞)

まず、適正に配置されているということでした。私がまず何でもこういうのを聞くかということ、支援員さんというのは、やはり専門職でない方がほとんどではないかと思います。私の認識では、児童支援員は実務経験が2年を得て、そして研修を受けて資格をもらうという形だと思っはいるんですが、この現状の中で現場にいと、果たして子供たちに対応し切れるかというのが心配です。

というのは、子供であればけんかもするだろうし、大きなけがや事故につながらないように、支援員さん方はいろんなアンテナを広げて子供たちを見ている状況だと思っはいます。そう思うと、支援員さんからの大変さというのは、町のほうに届いていますか。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長補佐。

福祉課長 (近藤 洋)

補佐 お答えいたします。

現在、福祉課や各支所の担当者がそれぞれ所管する児童クラブを適宜訪問

し、施設等の環境面の整備だったり、児童支援員からの支援の状況などを聴取しているところでございますので、そういった児童支援員さんの負担の大きさというものは、町のほうでも把握しているところでございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

今、課長補佐がまず答弁していただいたことはうれしいなと思っておりますが、やはり支援員さんの大変さというのは、これからも、現場の声を大事にして吸い上げていかないといけないと思っておりますので、今、支所との対応もされているそうなんですけど、連携をうまく取ってもらいたいと思います。

やはり、もしかして私が思っているのは、なかなか児童クラブと町との関連性や機能が果たせていない部分があったのではないのかなというのがちょっと懸念していましたので、今お伺いしました。

2番目の放課後等デイサービスの件についてお伺いいたします。

私の身近にいる子で、能代市で放課後等デイサービスをやっている子がいるんですが、やはり三種町にそれがないということで三種町の子供を受け入れてくれているというお話を伺っていました。私も今の現状を思うと、できる限り三種の子供は、親御さんから連絡があったら断らないで受け入れてほしいという思いは、私なりに伝えてきたつもりです。

それでもやはり、今の国の報酬とか単価の改正によって、需要と供給のバランスがうまくいかないこと、そして常時10人子供がいなければ、放課後デイはなかなかやりづらい状況になっています。

そこで、町としても今まで放課後デイについて、やるかやらないかという話はされてきていましたか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 お答えいたします。

放課後児童クラブ加入申込書や、教育委員会への照会などにより、発達に問題を抱える児童が年々増加していることにつきましては、福祉課におきましても把握しているところでございます。

課外での検討のほか、開設までには至りませんでしたけど、長信田の森診療クリニックと、放課後等デイサービスについて何度か協議したという経緯がございます。

また、現在の町内に開設予定の放課後等デイサービスの事業所とも、これまで数回にわたりまして、様々な課題について協議を重ねているところでございまして、今後は連携協力しながら、児童の支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

答弁の中にも、今年11月に法人ではありますが、放課後デイを開設するという答弁を聞いて、私自身非常にうれしいなと思っています。この難しくなっている中で、民間でも手を挙げたということは、きっと学校教育の中でも、学校が終わった後に受皿ができるということは、きっと安心につながることだと思っています。

そこで、もう一点聞きますが、放課後デイは、児童クラブとまず違う制度、町の担当も異なると思うんですが、例えば発達支援ということから考えれば、民間と町との関わりはどういうふうにしていくか、連携をしていくという話があったんですが、具体的にそういうことまで考えていますか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 お答えいたします。

今後、発達に問題を抱える児童への育成支援に当たりましては、保護者、町、放課後等デイサービス、児童クラブ、この間で情報交換等を行いまし、連携して適切な育成支援に努めてまいりたいと考えております。

児童クラブから放課後等デイサービスに移行する際には、児童本人の発達の状況だったり、特性、児童クラブで行ってきた支援内容等について情報共有を図りながら、円滑に支援が引き継がれますよう、移行後のフォローアップも含めて、協力して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

民間でやるからという部分もあるんでしょうけれども、まず町との関わりを、連携を密にしながら、子供に関わることで、引き続き対応していただきたいと思います。

また、関連することではありますが、発達支援という部分から考えると、まず、子ども家庭センターができたわけですが、そことの関わりはもしあった場合どうするというふうを考えていますか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

放課後デイにつきましては、まず障害福祉サービスということで、給付あるいは利用申請などは、そういった事務的な部分は福祉課が所管になると思います。

ただいま議員からのお話がありました子ども家庭センターの関わりにつきましては、まず母子保健、特に乳幼児から引き続けている相談支援、あるいは児童発達支援の一環といたしまして、また放課後デイ事業所と必要に応じまして連携した対応が必要になってくるのではないかとということで、そういった場合もあるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

前向きな返答をいただくことができましたので、やはり家庭センターの役割というものは、これからほかの町村からも参考にされる部分だと思います。相談支援の機能を充実させて、今やれること、そしてこれからやれることを法人と共にやっていただきたいなと思っております。

続いて、3点目の苦情処理、そして苦情への管理のことで再質問させていただきます。

今日、今回このテーマの中で一番ちょっと重要視したい部分なんですけど、本当は私もこの議場の場であまりよくない話をするのは非常に心苦しいことではあるんですけど、ちょっと相談を受けまして、町の管理体制はどうなっているんだろうかという疑問を持っている親御さんがいらっしゃいました。

まず、その児童クラブに寄せられる苦情というものは、軽微なものから大きなものまであると思います。ほかの業界でも苦情はないわけではないと思うんですけど、なぜ軽微なものでも台帳に記入しないでいたのかなと、私はすごい疑問に思いました。

だから、記録に対する考え方とか、捉え方は人それぞれ違うと思うんですけども、その考え方がちょっと甘かったんじゃないのかなと思うんですけど、そこのところ、福祉課はどう考えていますか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 お答えいたします。

児童クラブへの苦情につきましては、重要な案件を除きまして、必ずしも苦情処理簿を作成して記録しているわけではなく、また担当課と児童支援員の相互の報告に関する明確なルールなどもないことから、情報共有といった面が不十分となっていた部分がございます。

これは、苦情解決の記録及び報告の仕組みが整備されていなかったこと、また担当課としまして、児童支援員に対する配慮や、注意が十分に行き渡っていなかったことが原因でございまして、今後はこのようなことがないように、福祉課としましても反省して、改善してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

やはりそういう状況であったのかなと思いつつも質問させてもらいましたが、やはり苦情が上がるということは、どんなに小さなことでも、1としてカウントしていかない限りは、これからよくなると思うんです。苦情ってどういうふうにつまみ食いしていくかは、人それぞれ違うと思うんですけども、次に同じことをしないように、そして振り返りの場でもあるんですね。やっぱり記録を取り続けていくということは、長々と書かなくても、いざ責任を取らなきゃならないときに、自分たちの身を守ることに私は記録がつながっていくと思うんですね。

これから、このことを課に持ち帰って、そして担当者とも話し合って、そして支援員さんがより良い仕事ができるように、もう一度機能の体制を考えていただきたいと思っております。

あともう一点ですが、支所のほうでも苦情の対応をされているということなんですが、山本支所、琴丘支所、どういう苦情の件で今まで対応してきましたか。

議長（加藤彦次郎）

琴丘支所長。

琴丘支所長（鎌田 誠）

お答えいたします。

私も1年半、今のところに在職していますけれども、苦情というより要望的なことが多くて、これは多分近い方なので言いやすく、なかなか支援員さんに言えなくて、例えば折り紙がちょっと足りないとか、ドッジボールの時間をもっと多くしてほしいとか、多分支援員さんに直接言えない。苦情というより要望等が多かったと思います。苦情という苦情は特になく、多分直接支援員さんに言ったりだとか、福祉課のほうに言っている苦情が多いと思います。

ただ、もしこの後とか、何かの苦情、ちょっと対応し切れない部分がありましたら、福祉課と連携して解決に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

山本支所長。

山本支所長（内藤英子）

山本支所のほうでは、山本地区の児童クラブの苦情は余り受け付けておりません。それこそ福祉課のほうに直接言っているのかなという思いはあります。

うちのほうに来ますのは、たまに森岳の児童クラブ等で子供さんが走り回るので、どうしたらいいかとかという支援員からの、何ですか、相談はあって、いろいろ机の配備とか考えましようとかということでは、支援員さんと

何回か面接した経緯はございます。

あと、そのほかにちょっと子供さんが暴れて、支援員さんが押さえ込んだけれども、ちょっと殴られるというとあれですけども、ちょっと暴れて押さえつけても、なかなか奇声を上げたりして、それでちょっと帰して、保護者の方に迎えに来てもらったということで、そういうことの支援員さんからの相談は受けております。そのぐらいでございます。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

各支所での対応は、まず分かりました。やっぱりいろいろな子供のケースがあるし、本当に支援員さんだけでは対応し切れない部分があるので、これからはやっぱりもっと福祉課が管轄する部分で、連携を密にしてやっていただきたいなと思っております。

最後になりますが、今、不適切な保育とか、現場が疲弊している状況であるということは、全国的にもよくニュースになっております。児童クラブでも、そういう状況が今あるのではないかと思うんですが、町では今どういうふうに捉えていますか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 お答えいたします。

不適切保育は絶対にあってはならないことでございますし、それは放課後児童クラブにおきましても同様でございます。不適切保育の原因の一つに、職場環境の問題が上げられますが、町の児童クラブでは、近年発達に問題を抱える児童の増加や、児童クラブを利用する子供とその家庭の多様化などによりまして、児童支援員の負担は年々大きくなっているものと考えております。

不適切な対応への未然防止策としまして、町としましては、児童数に応じて適正に人員配置を行うほか、これまで以上に支援員等の連携協力体制を強化いたしまして、支援員の負担を軽減できるよう配慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

今後、そのような対応でしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

これは、ちょっとあくまでも、できるかできないか分からないんですが、学校の教育現場ではやっぱり支援員さんとか教員に対して、適切に研修を受けてもらったり、やはり今子供を取り巻く環境というものは、社会と同じで

著しく変化していると思います。

やっぱり時代や、その子供の状況に取り残されないためにも、やはり児童クラブの先生方に対しても研修とか、そういう勉強、学ぶ機会とかってこれからもっとつくっていくべきではないかなと私は思っています。

また、児童クラブを統括する、例えば専門職を持った方を非常勤でもいいので、いてもらったりすれば、相談のあった場合とか、もっとより適切に対応できるのではないかと思うんですが、町としてはそういう考え方ってありますか。

議 長 (加藤彦次郎)

福祉課長補佐。

福祉課長 (近藤 洋)

補佐 お答えいたします。

放課後児童健全育成事業の中の一つに、障害児受入推進事業というものもごございます。障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する児童支援員を雇用して配置した場合、その費用を補助するといった内容でございまして、近年の発達に問題を抱えた児童の増加等を踏まえ、今後はこういった事業の活用も検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

12番。

12番 (三村 眞)

本当に支援員さん方のご苦労というものは、私の中にも聞こえてきていますので、やはり職場環境がよくなないと、働く人方もなかなかモチベーションが上がらないと思うんですね。そういうところは、これからも配慮していただきたいなと思っております。

あと、苦情に関しても、どんなに小さなことでも真摯に対応する姿があれば人には伝わっていくと思います。そこを努力してもらいたいなと思いますし、管轄するのは福祉課であって、そしてどの課にもそうなんですが、担当職員いらっしゃると思います。やはり皆さんの熱意がないと、この町の重点施策である子供に関する子育て支援は、一部のところで頑張っても、やっぱりもったいない状況で終わってしまうというのも嫌だし、やはり町長がそのことを掲げている以上は、やはりもっと前へ進めるべきだと私は賛同したいと思っているので、どうか課に持ち帰って、もう一度原点に立ち返って努力してもらいたいなと思っています。

今日言ったことは、これで終わりではなくて、子供がいる限り、長い目で見ていかないといけないと私は思うので、そういう頑張る姿も私も共に考えながらやっていきたいと思っていますので、ご検討をお願いいたします。

以上です。

議 長 (加藤彦次郎)

12番、三村 眞議員の一般質問を終わります。

1 番

次に、1 番、畠山勝巳議員の発言を許します。1 番、畠山議員。
(畠山勝巳)

それでは、壇上から質問、一般質問させていただきます。

最初に、森岳温泉の活性化についてです。

初めに、現在の森岳温泉は様々な努力はしていると思われるが、衰退の方向にあると、町民からも認識されている。そして令和4年8月8日付けの監査委員会からの森岳温泉の活性化について意見書が提出されている。

三種町森岳温泉活性化事業計画検討委員会が、森岳温泉活性化事業計画を作成した。しかし、以前にも類似性の高い話合いの場が設けられており、町民目線では、事業の展開性が感じられないとの声が聞こえる。

森岳温泉の活性化は、喫緊の課題であることを明記し、時期を失することのないよう、官民協働による本格的な事業着手、推進が望まれるものである。三種、これは監査委員会発です。括弧の中は省略します。令和4年8月8日です。2年前ですね。これについて、どのように認識し、この2年間どのような対応をしてきたのかを問うと。

さらに、活性化させるためには、衰退の原因の分析、そこから一過性でない活性化の方向性について、どのように考えているか。上記の意見書にも、本格的な事業の着手、推進が強く望まれると記され、森岳温泉関係者及び町民に対して納得のできる説明が必要ではないかと。具体的な方向性を明らかにされたいと。

これは、2年前の意見書なわけです。これに対して、2年間どのような形でなっているかというふうなことを伺いたいと思います。

続いて、敬老交流会での祝品及び交流事業について、令和4年から町主催の敬老会から集落自治会など主催の敬老交流会という形に変更されたが、その対応について質問する。

第1に、一定の年齢に達した町民を敬老するということは全国的なものであり、それはそれとして尊重することであると考え。しかし、それが町が町民を敬老するというので、それは町主催という形がベストであり、それを継続してきたと考える。

令和4年から施行された敬老交流会は、実行団体が集落自治会や交流団体等となっており、それもその地域によって実施されない場合がある。確かに町主催の敬老会への参加人数は減少して、それに対する関心は減じられてきたようである。

そして、地域実施団体主催の敬老交流会等の実施により、参加者が増えたことも事実であろうが、実施団体にとっては簡単なことではない。実施団体の意見やその実情、できない理由等を聞いたことはあるか。

第2に、この敬老交流会の参加者に対して、祝品は支給されるが、不参加者や、それを実施していない地域の対象者には支給されていない。また、そのことによって実施団体が敬老対象者から非難されているという例もあると聞く。

つまり、祝品は敬老に対して祝意を表するものとして存在すると思うが、それを実施するかしないかによって、敬老者の意図とは別のところで差異が生じていると。敬老交流会の実施とは関係なく配布すべきではないか。今までそうであったとしても、それでは敬老に対して疑義が生じるのではないかと思うか。

第3に、敬老交流会を実施すべき町から関係団体に要請されているが、実施する主体は大変である。参加した敬老対象者（参加者）にとって、交換されているとは聞くが実施主体にとっては、その負担は小さいものではないと。

自治会等では、行事はそれだけではないということをご存じのことと思うが、その負担を考えたら実施意欲が出てこないのは当然のことであると。さきの八竜地区の自治会長会議でも出されたことであるが、この現状をどう考えるか。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

1番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、1番、畠山勝巳議員のご質問にお答えいたします。

初めに、森岳温泉活性化についてでございますが、森岳温泉活性化事業計画につきましては、令和4年3月に三種町森岳温泉温泉街活性化事業計画検討委員会により策定されております。

本計画では、事業の優先順位が示されており、最優先事項として、地域の民間活力と、地域内の合意形成を図ることを目的として、地区組織の再構築が掲げられております。

この新たな地区組織が、活性化に向けて最も効果的で効率的な事業を推進していくこととしております。

ご承知のとおり、現在、森岳温泉活性化協力が地元自治会及び過去に組織されていた飲食店組合に代わる新たな組織として、森岳温泉街の活性化に向けた主体性を持った活動や、町と連携した活動を行っており、民間活力を生かせるよう引き続き支援してまいります。

森岳温泉活性化事業として、この2年間の事業実績といたしましては、惣三郎沼公園において、4月には桜まつりと桜のライトアップ、そして桜色の扉の設置を行い、8月には森岳温泉夏まつり、2月には冬まつりが開催されております。また、温泉街においては、森岳温泉活性化協力会主催で、7月にはビアガーデン、12月にはイルミネーション事業が開催され、好評を得ております。

今後の活性化の方向性といたしましては、森岳温泉街は過去においては、団体旅行客で温泉街がにぎわいを見せておりましたが、現在は旅行形態が変化し、個人旅行が主要となっております。個人旅行客をターゲットとして取

り組むには、じゅんさい摘み取り体験や、各種体験を実施しているグリーンツーリズム団体の田舎ぐらし大学みたね等、宿泊施設との連携により、個人旅行客の増加を目指し、地元が主体となったイベント等の実施を通して、温泉街のPRと、温泉地としての機運を盛り上げる必要があると考えており、町として引き続き支援してまいりたいと考えております。

続きまして、敬老交流会についてお答えいたします。

初めに、敬老交流会実施団体の実情把握についてでございますが、町では、令和4年度において、おらほの敬老交流会等補助金を活用して、事業を実施した団体や参加者を対象に、アンケート調査を行っております。

議員ご指摘のとおり、事業を実施する団体と実施しない団体があるのは不公平、交流会の準備や補助金申請の手続が大変などのご意見があった一方で、地域住民の親交が深まった、ふだん着のまま、気兼ねなく参加することができて楽しかったという声が多く寄せられ、8割以上の団体が大変満足、またはやや満足と回答されているところでございます。

事業を実施していない団体に対し、その理由をお聞きしたことはございませんが、町としましては、できるだけ多くの団体からこの事業に取り組んでいただけるよう、アンケート調査でのご意見等を踏まえ、事業の進め方や補助金の申請方法などをまとめた開催の手引を作成し、自治会の皆様へ配付させていただいております。

また、自治会単位での開催が難しい地域におかれましては、老人クラブや婦人会など、規模を縮小しての開催や敬老祝品の配布のみでも助成の対象とするなど、地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう配慮させていただいております。

次に、祝品の配布についてでございますが、敬老交流会の実施により、地域において、高齢者の長寿をお祝いしていただくとともに、高齢者相互の交流と世代間交流を推進してまいりたいと考えているところであり、事業の趣旨から、町が一律に祝品を配布することは考えてございません。敬老祝品につきましては、交流会が開催できない場合、祝品の配布のみでも助成の対象としております。地域の皆さんの話合いと創意工夫により、取り組みしやすい方法で実施していただければと考えております。

次に、敬老交流会の実施主体の負担についてでございますが、高齢者自身の生活志向や意識が多様化している中、敬老式につきましても、時代に即した事業への転換が求められております。令和5年度では本町を含め、県内11の自治体が市町村主催の敬老式を行わず、地域主催の敬老行事に補助金を交付しているところであり、昨年度からは能代市や大仙市なども新たに事業を開始するなど、その数は増加傾向にございます。

本町では、令和2年度に実施した敬老対象者へのアンケート調査の結果を踏まえ、令和4年度より本事業を開始したものでございますが、主催する団体や参加者は年々増加してきております。令和5年度における敬老交流会への参加者は673名、前年度比43%増、敬老祝品の配布者は1,573

名、前年度比11%増となっており、本年度につきましても新たに事業に取り組む団体があることなどから、さらに増加するものと見込んでおります。

事業の企画から参加者の把握、交流会や祝品の手配など、実施団体の皆様の負担は重々承知しておりますが、町としましても個別に相談に応じたり、実施団体の事例を紹介するなど、実施に向けた支援を行ってまいりますので、地域の活性化、あるいは住民同士のつながりを一層深めるため、ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

再質問については休憩後に行います。

昼食のため午後1時まで休憩とします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（加藤彦次郎）

休憩前に、引き続き会議を開きます。

1番、畠山議員の再質問を許します。1番。

1番（畠山勝巳）

先ほどの町長の回答で、活性化事業計画検討委員会では、地域組織の再構築というふうなことで答弁があったというふうなことで、いずれ活性化協力はできました。それで、それは一歩前進だと思います。

私も、その活性化協会さ、何回か出席して、盃も酌み交わしながらいろいろ議論はしたんですけども、はっきり言って展望が見えていないというような状況です。

この一般質問する前にも、そのメンバーと何人か会って、どうなのかというふうなことの話をお聞きしました。そうしたら、いわゆる丸富の解体云々かんぬんの話ばかりで、じゃ地域をどうするかというふうなことは全然展望がないというふうな話していました。

この2年間、あれからこの答申が出てから2年間過ぎるんですけども、ここにも書いてあるように、本格的な事業の着手推進が強く望まれると。これは町長はどういうふうに解釈してますか。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

監査委員のほうから指摘されている部分でございますけれども、確かに私の公約でもありますので、そのあたり、監査委員からも指摘があったものと

認識をしております。

現実の話として、なかなか効果が出ていないという部分で、やはりもう少し本腰を入れるようにというご指摘だと思っておりますし、まずは今回活性化協力会の組織が立ち上がったということで、先ほど答弁にもあったとおり、少し事業を展開している状況であります。

そのほかにも、やはり抜本的な部分は目に見える形でやらなきゃいけないということは、重々承知しているところでございますが、やはり地域、そして地域というか、その地域で営業している方々とか、あと町、そのあたりの連携は、今後必要になってくると思います。

やはりハード的な事業というのは、当然、経費の面でも大きな財政負担を伴う状況でありますので、その折り合いという部分で言えば、なかなか協力会の部分で拠出できる部分というのは少ない。そういったところで、町がどの程度、どこまで協力できるのかというのが、これからの課題になるんだろうと思っております。

確かに、町の財政としていろんな意味で余裕がある状況であれば、いろんな構想もなかなか進みやすいかなとは思いますが、限られた財政状況の中で、できることにはかなり限りがあるというところは十分認識しておりますので、そういったところも含めて、温泉街の活性化等、これまでは惣三郎沼関係の整備だったり、いろんなお話をされてきておりますので、その方向性を今後また協力会のほうともしっかりと協議しながら、大きい方向を見つけないと、なかなか着手ができないという事情も正直ございます。

そういった意味では、今限られたできる範囲の中で、そういった協力会の行事、イベント、そしていろんな事業について協力しているというのが実情であります。

今後は、やはり協力会の方々ともしっかりと連携を取るというのが、まず第一かと、このように考えておるところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

まず、今町長も言ったように、町長の選挙公約にも森岳温泉の活性化と、まず町長になってから6年ですか。果たしてこの期間というのは長いのか、短いのか。それは協力会の人たちもみんな言っているし、町民もそこら辺長い、短い判断は町民もみんな判断してると思います。早急にこの方向性というふうなものを出す気があるのかどうか。そして公約を実現する意欲があるのかどうか、ちょっと伺いたいです。

議 長 (加藤彦次郎)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

公約という部分でいえば、当然地域の方々、そういうところを望む方々の

声は十分承知しておりますので、ぜひ実現したいという思いは、これまでと同様変わりません。

ただ、現実的にできる部分というのを、やはり関係各位それぞれ意見を集約しながらやらないことにはいけないと、こういう部分は考えております。どうしても温泉街ということで、夜の部分に注目を浴びておりますけれども、現在の能代山本地域宿泊施設、要するに観光面でいっても、ビジネス面でいっても、宿泊者を受け入れる環境がまだまだ不足しているという状況はあります。

そういった意味でも、こういった時期について、やはり大規模なそういう投資をするべきかどうか、そこは慎重に判断せざるを得ないかなと思っております。町としてできることは、本当に限られていると思いますので、そういった意味では、民間事業者、そういったところの意欲、そういうところをどうやってかき立てていくのかというのは、町の大きな方向の示しが必要かなと、そのようには感じております。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

町長は、財政的云々かんぬんというふうな話もしました。確かにそのこともあると思います。しかし、町長が当選するとき、選挙に出るとき、それは公約ですよ。財政よりも優先するもんじゃないですか。それをやるというふうなことで町長になったというふうなことから、財政は私に言わせれば言い訳じゃないのかと思うんです。

だから、もうそれに何らかの形でビジョンを示す必要はあるんじゃないのかと思うんです、早急に。どうですか。

議 長 (加藤彦次郎)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

財政云々かんぬんは言い訳じゃないかというお話、ご指摘でございます。やはり私が公約だからといって、そういったところを無視して事業を進めるというのは、やっぱりちょっと慎重にならざるを得ないなとは思っております。

当然、議会の皆さんにもいろんな事業をやるに当たっては、ビジョンを示した上で、予算計上してやっていくというのが、当然の流れでございますので、そういった意味では、ここに提案するまでの意思統一、そういったところをしっかりとしないと、なかなか財政面での理解を得るのは難しいと、このようにも考えているところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

いずれ当選してから6年も経つと、もう時期を失っているんじゃないかと思うんですけども、いずれそこら辺をまずはっきり言いつつ頃までにそういうふうなことを出すというふうなことは、腹の中にはないんですかね。展望を町民に示すことはできないんですかね。

議長 (加藤彦次郎)
町長。

町長 (田川政幸)
お答えをいたします。

やはり時期というのは、なかなか明確に示せる段階ではないかなと、このように考えております。ただ引き続き今ある温泉街の状況を、まず衰退させないような事業を、これからはしっかりとてこ入れしていかなければいけないなど、このように考えているところでございます。

議長 (加藤彦次郎)
1 番。

1 番 (畠山勝巳)

先日の決算で、森岳温泉活性化事業に1, 000万の予算を組んでいました。それでまず使ったのが400万ちょっとです。それで600万が残っているというふうな状況なんです。

その活性化事業の中身というのは、新規に森岳温泉に店を開いたに対する補助だと思うんですけども、これは町長に伺います。何件これ、金額はいいです。何件申し込んで、何件キャンセルしてたか分かっていますか。

議長 (加藤彦次郎)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (清水秀文)
お答えいたします。

森岳温泉の開業支援事業でございますけれども、令和2年度、令和3年度におきまして合計3件の申請がありました。率直に申しますと、今この物価高騰だとか、環境が厳しい、社会現象が厳しいという中もありまして、温泉街の中の事業所、カラオケ事業所ですけども、1件が廃業という形の状況になってございます。

議長 (加藤彦次郎)
1 番。

1 番 (畠山勝巳)

本当にこれは、この件数は町長がご存じだったのかというふうなことを知りたい意味で町長に指名したんですけども、今、課長のほうから話があったんですけども、いずれそういうふうな状況なわけですよ。

これを、こういうふうなものを町でまず頑張って予算化するんだけど、申込みするところがないと、そういうふうな状況なんです。だから、まずこういうふうな事業を成功させるためにも、早めにこういうふうなプランをつくってやらなきゃならないと、私はまず思って今回質問に当たったわけ

なんですけれども。

例えば、森岳温泉の特徴として、私が言うまでもないんですけども、当然温泉はある、病院もある、おまけにゴルフ場もあると、そういうふうなすごい環境的には開発なりプランをつくりやすい状況にあるんじゃないのか。そういうのを例えばコンサルとか、そういうふうに依頼して計画をつくるとか、そういうふうなことはそんなに難しいことじゃないんじゃないかと思うんですよ。そこら辺の展望というのは、どういうふうに考えていますか。

議長（加藤彦次郎）

商工観光交流課長。

商工観光（清水秀文）

交流課長 お答えいたします。

今畠山議員のほうから、将来の展望というお話がございましたけれども、今の現状をお話しいたしますと、森岳温泉街の活性化事業計画、こちらのほうが令和4年度に計画が策定されました。この計画を受けまして、じゃこの計画の中で何が一番最優先事項としてあるかといったときに、地元の民間活力が必要であるということが、この計画にうたっております。

現在ご承知のとおり、森岳温泉活性化協力会が、地元の自治会だとか、過去の組織されていまして飲食店組合に代わる新たな組織としまして、現在主体性を持った、協力会が主体性を持った活動だとか、町と連携した活動をまず行っております。

こういったこの協力会の活動、この後、町長の答弁でもありましたけれども、この後、まず方向性といたしましてソフト事業、こちらのほう先ほど答弁ありましてとおり、個人旅行、過去は森岳温泉に団体旅行客が来ておりましたけれども、これからは個人旅行、こういった旅行客をターゲットとして、個人旅行客をターゲットとして取り組みたいと。

その中で、じゅんさい摘み取り体験だとか、グリーンツーリズム団体の田舎暮らし団体などと連携しまして、宿泊施設へ足を運び込む、そういったことを目指しております。

この旅行客の増加を目指すに当たりましては、やはり地元が主体となった機運、イベントなどの実施を通しまして、温泉地としての機運を盛り上げる必要があると考えております。やはり森岳温泉がこの後、長く継続して盛り上がっていくためには、やはり地元の人々の力、こういったものが必要であります。

今現在、森岳温泉活性化協力会が主催となっておりますビアガーデン、こちらのほうを7月に開催となりました。そのときは協力会単体だけではなくて、商工会の青年部、こういった方々と連携して事業を行って、大きな成果を得ました。

こういった小さな取組ではあるんですけども、この積み重ねがいずれは数年後、森岳温泉活性化のほうには、この一つのソフト事業として、つながっていくだろうと思っております。町としても引き続き、一つ一つのソ

フト事業、協力会と連携しながら、町として支援していきたいと思っております。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番（ 畠山勝巳 ）

夏まつりとか、冬まつりとか、そういうふうな事業もいろいろ、ビアガーデンとか、私に言わせれば一過性の事業ですよ。一過性の事業を取りまとめて、その方向性を示すのは町長だと思います。その方向性をきちっと示してどうなるか、将来的にどうなるかというふうな、いわゆるビジョンを示すことが必要じゃないのかというふうなことは、私は再三まず言っているんですよ。

町民課長が言ったところで、町長の考えに果たして沿っているか分かりません。町長は地元で何年も何十年も過ごしてきて、どういう状況かは町長が一番分かるはずですよ。

そういうふうな形で、どういうふうな温泉街にするか。だから、今まで、まずだんだん衰退してきたと。旅行客が減ったと、旅行形態が変わってきたと、様々な衰退の理由はあると思うんですよ。

けども、今の社会の中で生き残っていくためには、それを克服していかなければ、結局生き残れないし、三種町の発展にもつながらないんですよ。そのためには、大きなビジョンが必要なんですよ。私は思うんですよ。

だから、しつこく何回も言いますが、温泉がある、病院もある、ゴルフ場もあると、そういうふうな特性を合わせた形で、どういうふうなまちづくりをするのかというふうなこと。夏まつりとか、桜まつりとか、ビアガーデンではないと思うんですよ。そういうふうなものを早急に、まずつくっていかないと、そうしなければ町長の公約にも反するし、町民も納得しないと思うんです。

そこら辺を今、早急にやりたい、お願いしたいということなんですけれども、再度町長からお願いします。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長（ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

先ほど議員からご指摘があったとおり、確かに病院だとか、ゴルフ場だとか、当然温泉がそうなんですけれども、そういった人を呼び込めるコンテンツというか、そういうのはしっかりあると思っております。

そういった中で、ホテルの利用者、それからゴルフ場の利用者、そういった方々が、温泉街に繰り出してきているというのも事実としてはあるんですが、やはり受け入れる体制として、今ちょっと脆弱な状況であると思っております。それは交通事情もそうだろうと思っております。

そういったところを少しでも充実させていくために、今回温泉街活性化協

力会と、そういったところをまずしっかりと受皿として機能するように、温泉街がそういうふうなソフト的な部分、そういったところをまずやっというというのが、まず今現在できる状況かなと思っております。

本当であれば、やはりあそこの一帯を、議員おっしゃるとおりコンサルでも入れて、写真を描けばいいのかなというのは十分分かっております。ただ、現実としてちょっとなかなか今そこまで踏み切るまでには、なかなかちょっといけないというのが私の考えであります。これはまた協力会のほうとも相談して、当然あそこはほとんど民間の土地でございますので、そういった方々の協力がどの程度得られるのか、そういったところも調査しなければいけないかなとも思いますし、そういった場合に、どの程度地域の方々が協力いただけるのか、そういったところも含めて、今6年経ちましたけれども、そういった意味では、まだまだ時間が必要かなというような思いはあります。

そういった意味では、まだ明確なビジョンと言われると大変申し訳ないなという思いはありますけれども、引き続きまず先ほども申し上げたとおり、今の温泉街をしっかりとまず維持できるような、そういった施策をしっかりと支えていきたいなと、このように考えているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

協力会はできたことがいいんですけれども、協力会に対してリーダーシップを取って、町長が引っ張っていくと。私のビジョンはこうなんだと。だからあなた方も協力してくれというふうな形でなければ、協力会だってついていけないんじゃないかと思うんですよ。

だから、そこら辺のまず強力なリーダーシップを町長にお願いしたいということで、森岳温泉の活性化についての議論はまず終わりたいと思います。

次に、敬老交流会の祝品の関係です。

いずれ敬老交流会はいろいろやってきて、先ほども言ったように、数字的にデータ的に見れば、すごく良いというふうな評価はしているんです。けれども、まず全体的に町としてやる場合は、この敬老品のこともそうなんですけれども、できないところと、できるところとできないところとあるんですよ。

だんだん増えてきているということは言っているんですけれども、できるところが大変な労力を持って、まずやっているんです。だからそこら辺の状況、そしてまた大変だというふうなことが一点と、ところがそのことを何か、町レベルでどれくらい察しているか、理解しているかと。

これからまず広げていくとすれば、実際に動く人の苦勞、労苦に対して何らかの形でやっぱり理解していかないと駄目だと思うんですよね。先ほどなんかの交流会とか、そういうふうなことも実施団体の交流会とかというふうなことも、やるというふうな話はしていたんですけれども、そこら辺のとこ

ろを、今後どのような形で広げていこうかと思っているか。できないところに対して、どのような援助をしていくかというふうなことを伺いたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 お答えいたします。

様々な事情を抱えまして敬老事業が実施できていない自治会等もあるかと存じますが、本事業におきましては、敬老交流会のほか、敬老祝品の配布のみでも助成の対象としているところでございます。

町といたしましても、開催の手引を作成して配布させていただいているほか、個別の相談にも応じているところでありまして、今後も本事業への取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

いずれ支援していきたいというふうな話だったんですけれども、そういうふうな話を例えば自治会のレベルでの議論とか、今までそれに限った議論というのはありませんよね。自治会長会議でも、課長が報告しただけの話であって、それをどのようにもっていくか。それでまた、そこで苦勞している話を、大変だった話、そして逆に言えば喜ばれた話とか、もうそういうふうなものをどんどん出して交流会して、下部末端までに参加していくと。

結局、実際やる人たちにとってみれば、参加者からよかったと、またやってほしいと言われることが一番の何かプラスなんです。それがやっぱり広がっていくポイントなんです。だからそういうふうな機会をどんどんつくっていかなきゃならないと思うんですけれども、その方向性、具体的にはどういうふうにしてやるつもり。何かそういうふうな交流会とか、実施団体による交流会とか、そういうふうなことを開くような、開催するような予定とかはあるんですかね。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 お答えいたします。

現在のところ、そういった実施団体の交流会等につきましては検討はしてございません。今後も引き続き、より多くの地域において、敬老交流会が開催され、一人でも多くの高齢対象者が参加されますよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

いずれにしても、そういうふうにかくさんの人を集めるということは、実施団体の主催者が、隣近所のじいさん、ばあさんに呼びかけて、今回参加してくれと、すごく楽しいんだよと、面白いんだよというふうなことを呼びかけていかなきゃならないと思うんですよ。

ところが、今の状況だと、ペーパー 1 枚でこういうふうにやりますから集まってくださいと。そういうふうな状況では駄目だと、私は駄目だと思うんですけども、そこら辺の努力をどういうふうな形でやるのか、ちょっと考えがあったらお願いします。

議 長 (加藤彦次郎)

暫時休憩します。

午後 1 時 2 6 分 休 憩

午後 1 時 2 7 分 再 開

議 長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

福祉課長補佐。

福祉課長 (近藤 洋)

補佐 お答えいたします。

敬老交流会の実施等に関しましては、各自治会等の判断にお任せしているところでございます。そのため町といたしましては、先行事例を紹介したり、個別に相談したり、個別に相談に応じたりしながら、その開催を支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

私が言いたいのは、そういうふうな支援の中身ですよ。どういうふうにただ支援ばかりで、私に言わせれば支援していると今いうように聞こえるんですけども、具体的にはどういうふうな交流会をやるのか、そしてどういうふうなメニューで、どういうふうにやったら、こういうふうな効果があったというふうな形で、それがうまくいかないと、例えば交流団体がうまくいかなかった場合、みんな言われるんですよ、年寄りから。あの会は面白くなかったと。

そういうふう言わせれば、住民共助にはならないんですね。それがまず面倒くさいし、大変だし。みんな怖いからそれをやらないというふうなことにもつながるんですよ。だから、そういうふうなやったらの具体的な

事例をいろいろ調べて、それをまずみんなで交流して、話しして、そういうふうな場なんかはすごく有効だと思うんですけども、そういうふうなものを、何とかお願いしたいなと思うんですけども、いかがですか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 答えいたします。

本事業に関しまして、自治会等の皆様からご相談につきましては、電話等、直接窓口にお越しただいて随時対応させていただいております。課題や問題など、実施できない理由などをお聞きした上で、そういった先行事例のご紹介であったり、様々なお手伝いをさせていただいているところでございますので、どうかご協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

いずれにしても、こういうふうな各地区ごとの交流会というのは、各自治会とか、地区団体にも初めてのことなんですよね。そのノウハウがほとんどないんですよ。

だからまずは、こういうふうなことを言えば語弊があるかもしれんけれども、手足を取ってやるというふうな体制、考え方ぐらい持っていないと、うまくいかないし、減るまでいかないと思うんですよね。まずそこら辺のところを入念にまず進めて、お願いしたいと思います。

私の質問は以上です。

議長（加藤彦次郎）

1番、畠山勝巳議員の一般質問を終わります。

次に、9番、伊藤千作議員の発言を許します。9番、伊藤議員。

9番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

1つ目は、マイナ保険証、現行の保険証はどうなるのかという点についてであります。

マイナンバー保険証は、本来任意取得なのに事実上強制する。この矛盾だらけの制度が、深刻な不安と混乱をもたらしております。今の保険証が使えなくなるのか、こんな不安が広がっております。

マイナ保険証ごり押しのため、政府が2024年12月2日、健康保険証の新規発行が終了との宣伝を繰り返しているからであります。マイナ保険証を利用している人、利用していない人が、病院や薬局などで保険証の12月廃止を告げられ、健康保険証が廃止されたらどうなるのか。マイナ保険証をつくるしかないのかと悩んでおります。

8月から使われている保険証の有効期限は来年7月まで、ところがその保

険証が1年間有効であることや、資格確認書の交付を政府が宣伝をせず、健康保険組合など、保険者から丁寧な周知がされていない中で、医療機関や薬局でマイナ保険証をゴリ押しされていることが原因であります。

そして、住民登録者の74%がマイナカードを持ち、その79%がマイナ保険証を登録しながら、マイナ保険証使用は今年の6月時点で9.9%という現状であります。マイナ保険証は国民に受け入れられていないのだ。三種町のマイナカード、保険証登録、保険証使用は各何%になっているのでしょうか。国の制度の導入ではあるが、町の担当者、課としてどのような対応を今後していくのでしょうか。

1つ目として、12月2日から健康保険証が使えなくなるのでしょうか。厚労省は新規発行が終了と、マイナ保険証への移行を宣伝していて、持っていないと医療にかかれなくなるのでしょうか。

2つ目として、資格確認書とはどういうもので、いつまで受診できるのでしょうか。

3つ目としましては、医療機関などで、マイナ保険証は持っているかとしつこく聞かれ、取るよう勧められます。これはなぜでしょうか。

4つ目、マイナンバーカードを持っていれば大丈夫なのでしょうか。

そして、5つ目、資格確認書と資格情報のお知らせは別物ですか。なぜマイナ保険証1枚で受診できないのでしょうか。政府は12月2日とする現行の保険証の廃止を撤回すべきであります。

2つ目としましては、三種町でも原爆写真展を開催したらどうでしょうか。能代市では今年も市主催で、原爆写真展を市役所の旧議事堂で、8月5日から15日まで開催しました。秋田市でもやっているようであります。八峰町では、中学校で、中学生が率先して文化祭でこれをやっているようであります。

広島と長崎に人類史上初めて原子爆弾が投下され、21万人もの命が奪われてから今年で79年になります。来年は被爆80年です。被爆者の平均年齢は85歳を超えました。生きている間に核兵器のない世界の実現をとの願いに応えるためにも、新たな決意で奮闘しなければなりません。

ウクライナやパレスチナ、ガサの悲惨な戦争は、改めて核兵器が戦争の抑止力でも安全の保障でもなく、核兵器を持つ国の戦争の手段であることは、はっきりと示しております。

東アジアでも、北朝鮮の核開発やミサイル発射、米韓の軍事演習が繰り返され、台湾海峡を巡る米中の緊張も続いております。国連憲章に基づく平和秩序の回復と、核兵器禁止条約による核兵器のない世界の実現が強く求められております。核兵器禁止条約に署名、批准する日本政府をつくるための世論づくりには、被爆の実相を広く伝えていく必要があると思います。三種町も町主催で原爆写真展を開いたらどうでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

9番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、9番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、マイナ保険証についてでございますが、本町におけるマイナンバーカードの保有率は約77%となっております。保険証の情報の登録につきましては、協会けんぽなど社会保険加入者に関する市町村別情報は公表されておりませんので、国民健康保険及び後期高齢者医療の状況を申し上げます。

国民健康保険では、マイナンバーカードを保有する被保険者のうち、約69%がマイナ保険証として利用登録されており、さらに保険証として利用された割合は約14%、後期高齢者医療における保険証利用登録割合は約59%、利用率は約2%となっております。

次に、12月2日以降の健康保険証の使用についてでございますが、現在お持ちの保険証は有効期限までご使用できるほか、マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限前に資格確認書を送付し、現行と変わりなく医療機関等を受診することが可能となる予定でございます。

送付される資格確認書は、おおむね現在の保険証と同様のカード型のもので、マイナ保険証の利用登録をされていない方、つまりオンライン資格情報を得ることができない方へ発行されることになり、有効期限は原則1年となっております。

次に、医療機関でのマイナ保険証の所有確認及び取得勧奨についてでございますが、これは厚生労働省から医療機関などへ働きかけがあったための対応かと思われませんが、既往歴や処方薬の履歴など、治療に結びつく情報が得られる可能性があるのも一因かと推察するところでございます。

次に、マイナンバーカードを持っていれば大丈夫なのかという点につきましては、保険証として使用するためには、一度保険証機能を付けるを行う必要があることと、5年で更新が必要となることにご留意いただきたいと存じます。

次に、資格確認書と資格情報についてでございますが、この2つは別物となります。資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方へ発行するのに対し、資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの方へ発行するもので、資格情報等が記載されていることから、被保険者ご自身で内容確認を行えるものでございます。

また、医療機関の受診は基本的にマイナ保険証のみで手続きが可能ではありますが、オンライン情報の読み取りエラーなどの際には、マイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせを提示することで、受診が可能となるものでございます。

続きまして、原爆写真展開催についてお答えいたします。

日本は世界で唯一の原爆被爆国であります。まずは原子爆弾の犠牲となら

れた方々に対し、謹んでご冥福を申し上げるとともに、今なお苦しんでおられる原爆被害者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

現在も長期化するウクライナ侵攻やイスラエル、パレスチナ情勢の悪化等、海外における緊張により、罪もない多くの人々の命や日常生活が奪われております。最終手段である核兵器の使用は絶対に回避しなければならないと危機感を覚えているところでもございます。

昨年、広島市の平和記念公園資料館を訪れる機会をいただきました。象徴である原爆ドームをはじめ、原爆の悲惨さを伝える数々の資料や展示物を目の当たりにし、二度とこのような悲劇を繰り返さないこと、後世に伝えていかなければならないことを、改めて感じたところでございます。

毎年、核兵器も戦争もない平和な世界を求めて、原水爆禁止国民平和大行進が行われております。本町に来訪の際には、伊藤議員もご同行されておりますので、ご承知のこととは存じますが、混乱の中でできる範囲での支援と協力をさせていただいております。

議員ご質問の原爆写真展の開催についても、その際依頼されておりますので、終戦80年の節目となる翌年度には、開催に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

9番の再質問を許します。9番。

9番（伊藤千作）

1つ目の保険証は、これからも1年間使えるというふうなことであるようです。資格確認書が届くんですけど、これは申請なしで黙っていても本人に今の健康保険証みたいに送付されてくるんですか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進課長（小松仁）

お答えいたします。

あくまで国民健康保険と後期高齢に関してということでご理解いただければと思います。いずれこの2つの被保者については、申請なく期限前にお手元のほうに送付する予定でございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

そうすれば、黙っていても、この確認書が送られてくると。そしてさっき町長も答弁で言うておりましたけれど、今の保険証と同等のものだというふうな意味のことを言っていますよね、この確認書で。

じゃ、なぜこの保険証、紙の保険証を使えなくするのかと、そのまま使えるようにしたら最も合理的なのではないかという全国から声が起るの、

当然のことではないかと。全く無駄なことをやろうとしていると言っても過言ではないと思います。

というふうなことで、もろもろの、何と申しますか、言わば無駄なことを、何も今の現行の保険証をやめて、新たに保険証を発行するというふうなことはしなくても、今の保険証をそのまま使えるようにするというのが本当に合理的だというふうに思います。

ところが、これを強引にマイナ保険にするというふうなことでありますけれど、12月2日というふうな期限があるわけで、いろんな方々がこれについて関心を持ってきました。世論が今かなりこれに注目をしてくれております。

この間、皆さんご承知のように、秋田魁新報には1面トップで、全国18市、合同のアンケートというのが1面トップで報道しておりました。これによると、マイナンバーカードを持って、このアンケートに答えた方が、マイナンバーカードを持っている人が7,729人、答えた人ですよ、64.4%、持っていない人が35.6%だったと。現行保険証廃止への考えについて、1つはマイナ保険証に一本化、あるいはマイナ保険証との選択制、そして3つ目は、マイナ保険証の導入中止から選んでもらったと。

ここで一番多かったというのが、マイナカード保有者は、選択制と導入中止を合わせた残してほしい、要するに、今の保険証を残してほしいというのが、もう70%近い割合であったという報道をしております。

この中で、そういうふうなアンケート結果を大々的に報道して、魁新報がね。

もう一つは、日曜日の日に、これも魁新聞なんですけれども、住民の投票欄がありますよね。なんか町の声の十字路と言ったかな。何かそういう投票欄があるんです。

その中に、これもマイナ保険証への移行再考をということで、湯沢市の人が投稿しておりました。この方もいろいろ言って、最後にこういうことを言っています。

国がどうしてもマイナンバーカードを推進したいなら、希望者のみにしたほうがいい。国の制度は役人や大企業の利益のためにあるのではなく、精いっぱい日々の暮らしをしている一人一人のためにあるべきだ。マイナ保険証は、前記のように弱い立場の人、この前記というのは、マイナンバーカードが悪用されると、ずっと書いてあったんですよ。保険証は前記のように、弱い立場の人にとっても扱いにくいものだ、再考してほしいと、これが、この方が投稿した趣旨でありました。

皆さんご承知のように、今、自民党の総裁を選ぶ選挙をやろうとしております。こういう方々の中で、今、このマイナンバー保険証を再考すべきだという人が出てきましたね。例えば林官房長官、今立候補していますけれども、この人は再考すべきだという立場です。保険証をね。そして、あの石破さんも見直すべきだというふうな立場なんです。

河野さんとか、これをやり出した方々とか、何人かはそのまま続けるべきだと言っている人もいますけれども、今この見直しを行うべきだと言っている人が出てきているんですよ。これは世論がやっぱり変わってきているんですよ。

仮にそう言っている人が首相になれば、案外これがらっと、もう今の現行の保険証を使うということになるかもしれない。それは分からないけれども、そういうふうな段階にどんどんなってきているというのが、今の現状だと言っても過言ではないと思います。

ですからだんだん今、これであと駄目なんではないかと思っけていても、世論としては動いていくわけですから、絶対に諦めないで、このマイナ保険証を、今の紙の保険証を使えるように、やっぱりきちっとやるべきだというふうに私は思いますけれども、町長の意見としてはどういう意見ですか、このマイナ保険証については。

議 長 (加藤彦次郎)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かにマイナンバーカードの普及率が100%でない以上は、必ず資格確認書というか、別の意味で身分を証明するのが保険証として必要だと思います。

そういった意味では、やはり今現状の状況であれば、来年の7月までは今の保険証がそのまま使えるという状況でありますので、ただ12月2日を境に、新しい保険証を発行しないと。その代わり資格確認書だという話でございますので、医療を受診される方には、そんなに不都合はないのかなというような認識を持っております。

ただ、やはりこれまでどおりの併用していくというのは当然必要なことだと思いますので、ただ、そのためには町としては今DX推進している立場の上では、マイナンバーカードを普及した上で、やはりそういった保険証だったり、今後いろんな機能が付与されてくると思っておりますので、そういった意味では、いろんな行政の効率を考えてみても、マイナンバーカードの普及は大事だと思っておりますし、保険証もそういった意味では移行期は当然あると思っておりますけれども、節目として区切りは1つあったほうがいいのかかと、そういう感じというか、私の考えでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

9番。

9 番 (伊藤千作)

いろいろありますけれど、私はこれ12月2日に現行保険証の廃止を、やっぱりこれをきちっと撤回して、現行の保険証を残すべきだということを主張して、この項目は終わります。

それから、さすが町長だというふうに思います。この原爆展を開く検討を

していくと。来年はきちっと検討した上で、検討した上で町長、駄目でしたと言わないでくださいね。きちっと検討した上で、きちっと実施しますというふうなことで、必ず実施できるように期待して、この件を終わります。

今日は以上で質問を終わります。

議 長（加藤彦次郎）

9番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時57分 散 会